

政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインのポイント（案）

1 評価書・要旨の作成等

- ・ 国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。
- ・ 政策評価を行う過程において使用したデータ等については、評価書に、名称、作成者、作成時期を記載する。公的統計を使用した場合は、使用した集計表の所在情報を、意識調査等を使用した場合やデータを加工して効果等を予測・検証した場合は、使用した集計表に加え調査方法等の所在情報を記載する。
- ・ 政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報については、解析容易性、印刷容易性などに配慮した形で公表するよう努める。
また、学識経験者等が実施する政策評価の研究に資する観点から、統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）、匿名データの作成・提供等を積極的に進める。

2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

- ・ 政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。
- ・ 国民の意見・要望を受け付け、その活用の結果について公表するものとする。

3 その他

- ・ 本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。